

笠置町監査委員告示第4号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和2年10月15日

笠置町監査委員 仲北 悦雄
同 西岡 良祐

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日	時	令和2年9月28日(月)
		午前9時から午後0時24分
場	所	笠置会館、笠置町産業振興会館、笠置町多世代交流施設(つむぎてらす)
監査対象		各出先施設における現金取り扱い状況
收受資料等		①現金取り扱いの流れ等について

2. 監査内容

役場の出先機関である笠置会館、笠置町産業振興会館及び笠置町多世代交流施設(つむぎてらす)においては、その施設の利用料やし尿くみ取り券の販売などを実施しており、その際に現金を取り扱っている。公金の取扱い、とりわけ現金による業務の遂行には十分に注意をする必要があることから、現金の取扱いについて適正で確実な方法により管理されているかどうかを

主眼とし、各施設における取扱い品目とその現金の取扱い状況をはじめ、業務フローの現状を把握・審査することを目的として監査を実施した。

3. 監査結果

町における支払い業務の現在は、口座への振り込みや引き落としなど、職員が現金を取り扱うことを極力行わないような体制づくりを促進されているが、し尿くみ取り券やごみ袋の販売などについては現在も現金によって取引されている。今回の監査では、行政サービスの一環としてこのし尿くみ取り券やごみ袋の販売などを行っている出先機関に直接出向き、関係書類等を確認することでその現金の取扱いが適正に行われているかを調査・審査するものとした。

具体的な管理体制の例としてし尿くみ取り券販売について挙げれば、就業前において各施設の職員により前日までに収受した現金、つり銭と券の残枚数とを確認し、券を販売した場合はその販売実績である販売日、販売相手、販売枚数、収受現金を管理帳簿に記入し、終業後においても就業前と同様に現金等を管理帳簿と照らし合わせ確認している。その体制下における業務の履行状況については、職員からの説明と関係書類を通じ業務が的確に行われていることを確認したが、その管理体制の充実策・強化策として以下の点について意見を付す。

【し尿くみ取り券などの販売に係る領収書の発行】

し尿くみ取り券などを販売した際に、販売した日付、販売相手、金額、販売後の残数を管理帳簿に記載し管理しているものであるが、売買としての取引の証となる領収書の発行を行っていない施設があった。役場内部の販売業務の足跡としては管理帳簿によってその実績が把握できるものであるが、販売相手に対する書類としても領収書を発行し、売り手側と買い手側双方の共通確認書類としても発行してはどうだろうか。現在において領収書の発行を行っていないことに対する販売相手との問題は発生していないようであり、また、買い手側の意思により不要とされる場合もあったとのことであるが、そ

の場合は相手側に渡すべき領収書をその旨記載・保管しておき、後日の紛争に備えられるようにしてはどうだろうか。

【保管現金と在庫品の定期的な確認】

し尿くみ取り券やごみ袋販売に関しては、出先機関にあらかじめ在庫を抱えさせ、その在庫が少なくなった時点でそれまでに販売し保管している現金で以って補充分を買い足し、販売在庫を備えていることと伺った。その施設の担当職員によって預かり現金と物品の残数の確認を行っており、管理帳簿と合わせきちんと管理されている。その結果、現在において特に問題が発生していないとのことであったが、し尿くみ取り券やごみ袋の販売の原課となる税住民課職員による確認作業は行われていない。すなわち施設担当課内だけの確認に留まるのではなく、現金及び物品の管理体制の強化を図ることを目的として、販売取り扱い担当課と税住民課による定期的な現物確認を少なくとも年1回は行うこととしてはどうだろうか。また、相楽東部広域連合が和束町・南山城村・笠置町の3町村のごみ袋を合同製作し、そのうち笠置町分となるごみ袋については農業協同組合が所有する倉庫に納品・一時保管されているが、棚卸しの報告は紙ベースで農業協同組合から受けてはいるものの、こちらも同様に定期的な在庫の現物確認作業が行われていないことから、農業協同組合職員と税住民課職員による定期的な現地・現物在庫確認を行うこととしてはどうだろうか。

以上